

福祉有償運送について

福祉有償運送とは、道路運送法第 78 条第 2 項に規定されている、自家用自動車を使用して有償（有料）で行う運送のことです。

元々は、『移送サービス（または移動サービス）』と言われていましたが、平成 18 年の改正道路運送法で正式に合法化された際に、国が『福祉有償運送』と名づけました。

1. 運行団体

福祉有償運送を運営できるのは『地方自治体』と非営利の次に掲げた組織です。

【福祉有償運送を運営できる組織】

NPO 法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・商工会議所・商工会
農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・認可地縁団体・非営利の任意団体

法人格がない任意団体であっても組織の運営がしっかりしており、会計監査などもきちんと行われているときは、運営することができます。

2. 利用できる人

福祉有償運送を利用できる人は、あらかじめ運行団体に会員登録をしなければいけません。会員制の運送です。

利用できるのは、次の人たちです。

- ① 障害のある人（すべての障害が対象になります）
- ② 介護保険制度における要介護者・要支援者・基本チェックリスト該当者
- ③ 上記①または②の人に付き添いで乗車する健常者（会員登録不要）

3. 運送できる範囲

送迎できる範囲は、出発地が運行団体の所在地域内であれば、目的地は全国どこでも構いません。また、その反対ももちろん OK で、目的地が運行団体の所在地域内であれば、全国どこから出発しても構いません。

4. 利用目的

利用の目的は自由です。通院、役所、通勤、通学はもちろん、買い物、墓参り、レジャー、ライブ、パチンコ、競輪・競馬など健常者と同様に日常生活で必要とする送迎のために利用できます。

5. 運送の対価（運賃）

送迎の対価は、運行する車両と同程度の大きさのタクシー運賃の 1/2 程度を目安とする、とされています。

6. 運転者の資格

有償運送なので、自動車を運転する人は 2 種免許所持者が原則ですが、1 種免許しか所持していない場合は、国土交通省が認定している組織が行う『福祉有償運送運転者講習』『セダン等運転者講習』を受講修了すれば運転者の資格ができます。

7. 使用する自動車

自動車は『自家用ナンバー』が付いている次の『自家用自動車』を使用します。

- ① リフトやスロープ、回転シートがある『福祉自動車』
- ② 上記①の装備がない『セダン等車両』

これらの自動車は、運行団体が所有する車両の他に、ボランティア等が所有する車両も使用することができます。

福祉有償運送は、『営業ナンバー』が付いている『事業用自動車』や『2種免許』は不要です。

8. 介護保険や障害者総合支援制度の送迎もできます

福祉有償運送の運行団体が、『指定訪問介護事業所』または『指定障害福祉サービス事業所』の場合は、介護保険を適用する運送や、障害者総合支援法制度に基づく運送を有償で行うことができる特典もあります。

さらに、道路運送法に規定されている運送なので、養護学校などで支給される通学のための交通費補助の対象にもなります。

9. 運行を始めるための手続き

福祉有償運送を行いたいときは、運行団体が所在する市区町村役所に必要な書類を提出し、自治体が開催する『福祉有償運送運営協議会』において協議が調わなければなりません。その後、必要な書類と、当該自治体の首長が発行した『協議が調った旨の文書』を地方運輸支局に申請し、登録番号を記載した登録証の交付を受ければ、運行が可能になります。

平成27年4月からは、希望する自治体に登録や管理の権限が委譲されてますので、一部の自治体では、運営協議会で承認されればまもなく運行することができます。

10. 自治体と運営協議会の理解が足りない現状

福祉有償運送は『公共交通では運送ができない地域や場合に、公共交通を補完するために行える』『営利に至らない範囲で運送の対価（運賃など）を設定すること』『2種免許を持たないボランティア等が運転できること』などの条件があり、国は『福祉有償運送は、事業ではない』とし、『事業者』とせず『運送者』としています。

しかしながら、運営協議会では、時々、タクシー事業者や自治体担当者が『福祉有償運送事業』と呼び、運行する団体のことを『事業者』として、タクシー事業者と同列に扱ったりしています。出席した委員も同じように考えてしまい、その地域独自の厳しいルールを設定して、福祉有償運送ができないようにしている自治体も散見されます。

『セダン等車両を認めてしまえば、タクシーの客が奪われてしまうので、福祉自動車以外は認めない』としている自治体があります。この地域では、福祉自動車を持たない非営利組織は福祉有償運送ができないこととなります。

『タクシー事業者が当該地域の有力企業で、守らなければいけないので、福祉有償運送を最初から認めない』とし、申請があっても門前払いしている自治体もあります。

福祉有償運送を行いたい団体は、あらかじめ、自治体担当者や運営協議会メンバー、できれば地元のタクシー事業者と話し合いを重ね、理解を深めてもらうことが『協議を調える』そして『登録』につながる方法だと思います。